北九州市地方港湾審議会資料

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定に関する付属資料（案）

令　和　８　年　１１　月

北九州港港湾管理者

北九州市

目　　次

１	港湾環境整備負担金の概要	・・・　１
２	令和８年度港湾環境整備負担金算定調書	・・・　２
３	敷地面積算定調書	・・・　３
４	負担金対象工事明細書	・・・４～６
５	港湾環境整備負担金　負担事業者一覧	・・・　７
６	北九州市港湾環境整備負担金条例ほか関係法令（抜粋）	・・・８～10

港湾環境整備負担金の概要

□趣旨

港湾は、船舶貨物の流通の場であるとともに、生産活動をはじめとして様々な活動が行われているところである。このため、環境の整備及び保全のために必要な事業の効果は、港湾で事業を行う事業者に及ぶことになる。

港湾環境整備負担金は、臨港地区および港湾区域内において、１万㎡以上の工場または事業場で事業活動を行っている事業者に対して、法律、条例に基づき、市が実施する港湾の環境整備および保全のための事業費の一部負担を求めるものである。

□負担対象事業者

臨港地区および港湾区域内で１万㎡以上の工場又は事業場で事業活動を行っている事業者

□根拠となる法令

港湾法第４３条の５

北九州市港湾環境整備負担金条例

令和８年度　港湾環境整備負担金算定調書

工事区分＼負担金	事業費（円）	負担割合	負担区域内の工場又は事業場敷地面積（㎡）	負担対象工場又は事業場敷地面積（㎡）（１ha以上対象企業面積）	負担金の算定基礎	負担金(円)［㎡単価］
港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事	0	1/□	35,491,000 ①－②	24,425,275 (ア)	$0 \times \frac{1}{\square} \times \frac{24,425,275\ ㎡}{35,491,000\ ㎡}$	0 ［0.000］
港湾環境整備施設等の維持の工事	21,242,046	1/2	30,882,000 ①－②－③	24,425,275 (ア)	$21,242,046 \times \frac{1}{2} \times \frac{24,425,275\ ㎡}{30,882,000\ ㎡}$	8,400,408 ［0.343］
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	138,647,686	1/2	34,461,000 ①－②－③＋④	26,475,535 (ア)＋(イ)	$138,647,686 \times \frac{1}{2} \times \frac{26,475,535\ ㎡}{34,461,000\ ㎡}$	53,259,796 ［2.011］
合　　計	159,889,732					61,660,204 ［2.35］

①臨港地区総面積　37,848 千㎡
②臨港地区内非事業場面積　2,357 千㎡
③臨港地区内事業場等設置予定面積　4,609 千㎡
④港湾区域内事業場面積　3,579 千㎡

(ア)負担対象工場又は事業場敷地面積（臨港地区内）　24,425,275㎡
(イ)負担対象工場又は事業場敷地面積（港湾区域内）　2,050,260㎡

負担区域内の工場又は事業場
敷地面積算定調書

令和８年３月31日現在

区分	面積（千㎡）	番号
臨港地区総面積	37,848	①
臨港地区内非事業場面積	2,357	②
臨港地区内未利用地面積	4,609	③
港湾区域内事業場面積	3,579	④

港湾環境整備施設等（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事に係る工場又は事業場敷地面積

① － ② ＝ 35,491 千㎡

港湾環境整備施設等（施設の敷地を含む。）の維持の工事に係る工場又は事業場敷地面積

① － ② － ③ ＝ 30,882 千㎡

漂流物の除去その他清掃の工事に係る工場又は事業場敷地（水面を含む。）面積

（ ① － ② － ③ ） ＋ ④ ＝ 34,461 千㎡

令和８年度港湾環境整備負担金
負担対象工事明細表

Ａ　港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事

（単位：円）

	工事名	工事費	事務費	事業費 （工事費＋事務費）
	対象工事なし	0	0	0
	小　　計	0	0	0
	計	0	0	0

令和８年度港湾環境整備負担金
負担対象工事明細表

Ｂ　港湾環境整備施設等の維持の工事

（単位：円）

	工　　事　　名	工　事　費
門司地区	新門司地区管理業務	913,000
	太刀浦・田野浦地区管理業務	574,750
	旧門司・新浜地区管理業務	345,400
	西海岸地区管理業務	2,079,216
	小　　計　　（　4件　）	3,912,366
小倉地区	日明地区管理業務	5,597,900
	浅野地区管理業務	1,465,970
	小　　計　　（　2件　）	7,063,870
洞海地区	戸畑地区管理業務	419,537
	八幡地区管理業務	1,160,201
	若松地区管理業務	2,490,215
	響灘地区管理業務	1,280,400
	小　　計　　（　4件　）	5,350,353
工　事　費　計　（　10件　）		16,326,589
事　務　費		4,915,457
事　業　費（工事費＋事務費）		21,242,046

令和８年度港湾環境整備負担金
負担対象工事明細表

Ｃ　港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

（単位：円）

	工　　事　　名	工　事　費
門司地区	新門司地区清掃ほか業務	5,708,186
	太刀浦地区清掃ほか業務	22,324,379
	西海岸地区清掃ほか業務	10,729,284
	大里地区清掃ほか業務	29,369,428
	小　　計　（　4件　）	68,131,277
小倉地区	高浜地区清掃ほか業務	308,000
	日明地区清掃ほか業務	5,547,234
	小　　計　（　2件　）	5,855,234
洞海地区	堺川地区清掃ほか業務	579,700
	戸畑地区清掃ほか業務	3,729,000
	若松地区清掃ほか業務	3,021,700
	響灘地区清掃ほか業務	30,409,812
	洞海地区清掃ほか業務	21,876,152
	小　　計　（　5件　）	59,616,364
工　事　費　計　（　11件　）		133,602,875
事　務　費		5,044,811
事　業　費（工事費＋事務費）		138,647,686

事　業　費　総　合　計（Ａ～Ｃ）	159,889,732

北九州市港湾環境整備負担金をご負担いただきました事業者一覧（令和７年度）

【五十音順】

ＲＫＢ毎日放送株式会社	株式会社シーゲートコーポレーション	日鉄ロールズ株式会社
アールジェイ商事有限会社	株式会社ジェイエスプロセッシング	株式会社ニッスイ
旭国際テクネイオン株式会社	ＪＭ活性コークス株式会社	日本製鉄株式会社
東海運株式会社	株式会社Ｊ－オイルミルズ	日本通運株式会社
アミタサーキュラー株式会社	ジェイカムアグリ株式会社	日本ヒューム株式会社
株式会社ＡＬＵＭＥＲ	株式会社ジェネック	日本紙運輸倉庫株式会社
ＥＣＬエージェンシー株式会社	株式会社塩見組	日本貨物鉄道株式会社
株式会社Ｉ・フィード	自見産業株式会社	日本コークス工業株式会社
株式会社イケゾエ	ジャパンオイルネットワーク株式会社	日本サルヴェージ株式会社
株式会社礒部	株式会社しろみず	日本磁力選鉱株式会社
出光興産株式会社	株式会社ＺＩＮ	日本造船鉄工株式会社
株式会社ＥＶモーターズ・ジャパン	株式会社新菱	日本太陽光発電２０１４合同会社
ＨＫＫ＆ＴＥＫ合同会社	親和スチール株式会社	日本鉄塔工業株式会社
ＡＧＣ株式会社	株式会社すかいらーくホールディングス	日本トランスシティ株式会社
エステー株式会社	住倉鋼材株式会社	野中産業株式会社
株式会社ＮＲＳ	株式会社セイシン企業	パイオニア工業株式会社
株式会社ＮＳロジ西日本	清和鋼業株式会社	濱田重工株式会社
エムイーシーテクノ株式会社	清和肥料工業株式会社	阪九フェリー株式会社
エムエム建材西日本株式会社	独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構	日明埠頭協同組合
大阪シーリング印刷株式会社	世昉スチール株式会社	ＢＡＳＦ戸田バッテリーマテリアルズ合同会社
大阪精工株式会社	セントラル・タンクターミナル株式会社	株式会社プロテリアル若松
株式会社大阪ソーダ	ソーラーパワー北九州株式会社	ひびきエル・エヌ・ジー株式会社
株式会社ＯＣＣ海底システム事業所	第一港運株式会社	響灘ウィンドエナジーリサーチパーク合同会社
オーシャントランス株式会社	大王製紙株式会社	響灘エネルギーパーク合同会社
小野田化学工業株式会社	太平洋セメント株式会社	ひびき灘開発株式会社
花王株式会社	太陽インキ製造株式会社	株式会社響灘火力発電所
兼松油槽株式会社	大陽日酸株式会社	響灘菜園株式会社
株式会社上組	タテホ化学工業株式会社	ひびき灘ソーラーウェイ合同会社
株式会社金田商店	中外炉工業株式会社	響灘太陽光発電合同会社
株式会社川上興業	中国精油株式会社	フィード・ワン株式会社
香春鉱業株式会社	千代田工業九州株式会社	株式会社福岡運輸ホールディングス
関門製糖株式会社	株式会社ツチヨシ　アクティ	株式会社フジコー
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	常石鉄工株式会社	株式会社不二ロジスティック
北九州ＴＥＫ＆ＦＰ合同会社	鶴丸海運株式会社	株式会社不動工業
北九州響灘風力太陽光発電合同会社	株式会社ＤＮＰ高機能マテリアル	株式会社船元建設工業
株式会社北九州ファルテック	thyssenkrupp rothe erde Japan株式会社	株式会社ブリヂストン
キャリムエンジニアリング株式会社	株式会社テツゲン	古河電工メタルケーブル株式会社
ＫＢＣグループホールディングス株式会社	鐵伸運輸株式会社	一般財団法人 平成紫川会　小倉記念病院
九州化学工業株式会社	電源開発株式会社	松田産業株式会社
九州共同発電株式会社	東海カーボン株式会社	マルイ運輸株式会社
九州シロキ株式会社	東京製鐵株式会社	丸紅エネックス株式会社
九州製紙株式会社	東西オイルターミナル株式会社	株式会社マルニシ
九州電力株式会社	東西自動車工業株式会社	三井倉庫九州株式会社
九州電力送配電株式会社	東邦チタニウム株式会社	三菱ケミカル株式会社
九州冷熱株式会社	東洋造船鉄工株式会社	三菱ケミカル物流株式会社
株式会社九倉	株式会社トーカイ	株式会社名門大洋フェリー
金峰貿易株式会社	戸畑港運輸株式会社	門司港運株式会社
久岐通商株式会社	株式会社豊嶋	門菱港運株式会社
有限会社久保田鉄工所	トヨタ輸送株式会社	株式会社安川電機
クラウン・フーヅ株式会社	豊田合成九州株式会社	株式会社安川ロジステック
黒崎播磨株式会社	株式会社ドリス	ヤナイホールディングス株式会社
ケイミュー株式会社	株式会社なかやしき	八幡生コン工業株式会社
高圧ガス工業株式会社	株式会社ナフコ	ヤマエ久野株式会社
株式会社ＫＯＵＧＡ	株式会社ナミユニット	山田港運倉庫株式会社
興國海運株式会社	西日本オートリサイクル株式会社	株式会社山本工作所
株式会社光正	西日本家電リサイクル株式会社	株式会社ユーコーリプロ
光和精鉱株式会社	西日本プラント工業株式会社	ＵＢＥ三菱セメント株式会社
小倉運送株式会社	西日本ペットボトルリサイクル株式会社	吉野石膏株式会社
株式会社小玉商店	ニッカウヰスキー株式会社	株式会社ランテック
株式会社五菱	日鉄エンジニアリング株式会社	株式会社リサイクルテック
西部ガスホールディングス株式会社	日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社	株式会社リージェンシー・スティール・ジャパン
佐川急便株式会社	日鉄鋼板株式会社	独立行政法人 労働者健康安全機構 九州労災病院　門司メディカルセンター
株式会社サニックス資源開発グループ	日鉄高炉セメント株式会社	株式会社ワイズ・ホールディングス
三喜工業株式会社	日鉄ステンレス株式会社	
山九株式会社	日鉄テックスエンジ株式会社	
株式会社三誠商会	日鉄物流株式会社	
株式会社サンロックオーヨド	日鉄プロセッシング株式会社	

※会社名は令和７年度のものです。

北九州市港湾環境整備負担金条例　（抜すい）

昭和 55 年 3 月 31 日
条　例　　第 12 号

（負担対象工事）

第２条　負担金は、北九州市が実施する港湾工事で次に掲げるもののうち、市長が指定するもの（以下「負担対象工事」という。）について徴収する。

(1) 法第 2 条第 5 項第 9 号の港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。次号において同じ。）及び同項第 9 号の 3 の港湾環境整備施設（これらの施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事

(2) 法第 2 条第 5 項第 9 号の港湾公害防止施設及び同項第 9 号の 3 の港湾環境整備施設（これらの施設の敷地を含む。）の維持の工事

(3) 法第 2 条第 5 項第 9 号の公害防止用緩衝地帯を除く港湾公害防止施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事

(4) 法第 2 条第 5 項第 9 号の公害防止用緩衝地帯を除く港湾公害防止施設（施設の敷地を含む。）の維持の工事並びに港湾における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理のための工事、汚濁水の浄化のための工事及び漂流物の除去その他の清掃のための工事

２　前項の規定による市長の指定は、工事の種類、工事名、工事の実施された場所、工事の完了の日及び工事に要した費用を告示することにより行う。

３　負担金は、工事の完了した日から起算して 3 年を経過する日までに前項の告示をしなかつた場合は、徴収することができない。

（負担金の計算）

第４条　負担金の額は、第 1 号に掲げる額に第 2 号ア若しくはイ又は第 3 号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

(1)　負担対象工事に要する費用の額に 2 分の 1 の割合（市長が当該負担対象工事の種類、規模等を考慮して 2 分の 1 未満でこれと異なる割合を定めて告示したときは、当該割合）を乗じて得た額

(2)　負担対象工事が第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる工事である場合は次に掲げる割合

ア　負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の

面積として市長が定める面積を加算した面積(イにおいて「工場等敷地面積」という。)に対する前条第1号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積(既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。)の合計の割合

イ　当該負担対象工事が完了した日後10年間に前条第1号に規定する事業者が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積(既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。)の合計の割合

(3) 負担対象工事が第2条第1項第2号及び第4号に掲げる工事である場合は、当該負担対象工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する前条第 2 号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積の合計の割合

(地方港湾審議会の意見聴取)

第９条　市長は、第2条第1項の規定により負担対象工事を指定しようとする場合において、法第43条の5第2項の規定により北九州市地方港湾審議会の意見を聴くときは、次の各号に掲げる事項を示して行わなければならない。

(1) 当該負担対象工事の概要

(2) 第4条第1号かつこ書の規定により、2分の1と異なる割合を定めるときの当該割合

(3) 第4条第2号に定める工場又は事業場の設置予定区域の面積

港湾法　（抜すい）

（昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号）

（港湾環境整備負担金）

第 43 条の 5　国土交通大臣又は港湾管理者は、その実施する港湾工事（国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。）で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの（公害防止事業費事業者負担法　（昭和 45 年法律第 133 号）第 2 条第 2 項 に規定する公害防止事業であるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては条例で、当該工場又は事業場に係る事業者に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2　国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

3　国土交通大臣は、第 1 項の規定により納付された負担金の額に第 52 条第 2 項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

本条－追加（昭和 48 年 7 月 17 日法律第 54 号）

一 部 改 正（平成 18 年 5 月 17 日法律第 38 号）

北九州市地方港湾審議会条例　（抜すい）

昭和 49 年 10 月 11 日
条　例　　第 54 号

（所掌事務）

第３条　審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第 3 条の 3 第 1 項の港湾計画に関すること。

(2) 法第 43 条の 5 第 1 項の港湾環境整備負担金に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項